

富山市景観計画

富山市

目 次

第1章 景観まちづくりの基本的事項1
1. 景観とは	
2. 市民・事業者・市の役割	
第2章 本市の景観特性3
第3章 景観計画の区域6
1. 景観計画区域	
2. 重点的に景観の形成を推進する区域（景観まちづくり推進区域）	
(1) 大手モール地区景観まちづくり推進区域（都心景観）	
(2) 八尾地区景観まちづくり推進区域（歴史景観）	
第4章 良好な景観の形成に関する方針9
1. 基本目標	
2. 基本方針	
3. 景観まちづくり推進区域における良好な景観の形成に関する方針	
(1) 大手モール地区景観まちづくり推進区域	
(2) 八尾地区景観まちづくり推進区域	
第5章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項13
1. 市全域（景観まちづくり推進区域を除く）における制限	
2. 景観まちづくり推進区域における制限	
(1) 大手モール地区景観まちづくり推進区域	
(2) 八尾地区景観まちづくり推進区域	
第6章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針24
第7章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項24
第8章 景観重要公共施設の整備に関する事項25

第1章 景観まちづくりの基本的事項

1. 景観とは

①景観とは、人の目と心に映るまちの姿です。

「景観」とは、まち並みや風景などの眺められる対象を表す「景」と、これらを人が眺める行為を表す「観」という言葉によって成り立っています。

つまり、「景観」とは、人の目と心に映るまちの姿であり、目に見える色や形だけでなく、その土地の歴史、文化、風土、都市活動や日常生活から生じる雰囲気、さらには水の流れる音や匂いなど、人間の五感を通して感じる事ができる全てが深く関連しあい成り立っているものです。

自然の風景やまち並みに加えて、潤いのあるまちの雰囲気、人々が長年にわたって作りあげてきた文化などがうまく調和することによって、美しい景観が生まれます。そして、美しい景観は豊かな文化を育み、そこに生活する人々や働く人、さらには訪れる人の心をも豊かにします。

②景観まちづくりとは、私たちが景観を守り、育て、創るまちづくりです。

地域の特性を生かした魅力ある景観を守り、育て、創ることにより「まちづくり」を行うことを「景観まちづくり」と定義します。

快適なまちづくりを目指すために、まちなかには「活気・賑わい」のある景観まちづくり、住宅地には「くつろぎ・安らぎ」のある景観まちづくり、田園地には「潤い」のある景観まちづくりなどが必要であり、本市の地域の個性を生かし、魅力あるまちにすることが大切です。

市民共有の財産である優れた景観まちづくりを進めることによって、市民にとって住みやすく、誇りになるまちとして、後世に引き継ぐことが私たちの重要な使命です。また、景観まちづくりを進めることによって、まちの活性化、都市観光などにつながることも期待されます。

③景観まちづくりの対象には、私的な領域も含まれます。

「景観」は、私たちが日常的に見ている自然の景色や公共施設だけと考えられがちですが、様々な活動や市民生活を反映した雰囲気や親しみなどを映し出す領域も含む幅広いものです。そのため、河川、道路、公園などの公共空間だけでなく、通りから見える個人の建物や庭などの私的な領域も含まれます。

特に、住宅や店舗の外壁や屋根、敷地内の緑地、建物に付属する屋外広告物・設備機器など、多くの人から見える公共空間との境界部分は、まちの景観を構成する大きな要素であり、「半公共空間」といえます。「半公共空間」は、個人の所有物であっても、地域で共有する空間であるという考え方や意識を持つことが大切です。

また、1つの建物が魅力的でもまち並みとして違和感のあるものは美しい景観形成につながりません。そのため、「半公共空間」においては近接する公共空間や隣地などの周辺景観との調和に配慮することが必要です。

このことから、「公共空間」と「半公共空間」とを併せて景観まちづくりの対象として捉えて、市民共有の財産である魅力ある景観まちづくりを、市民、事業者の方々と行政が協働で行う必要があります。

公共空間 河川、橋、道路、公園など、公のものとして共有し、原則として誰もが出入りできる空間

半公共空間 個人や企業などが所有する住宅や店舗などのうち、外壁や前庭など、公共空間から見え、連なることによってまち並みを形成する部分



2. 市民・事業者・市の役割

①市民の役割

自らの生活そのものが景観まちづくりの重要な要素であり、景観の受益者でもある市民は、景観まちづくりの主役といえます。

景観まちづくりには、大規模な建物や広告物等が大きな影響を与えるように感じますが、本市の大半を占める個人住宅や中小規模の建物が地域の景観を左右する大きな要素であり、それらが醸し出す雰囲気や生活感が地域の魅力となります。

そのため、市民一人ひとりの景観まちづくりへの関心や身近な景観まちづくり活動の積み重ねを地域全体、さらに全市的な景観まちづくりへとつなげていくような展開が、市民に期待される役割です。

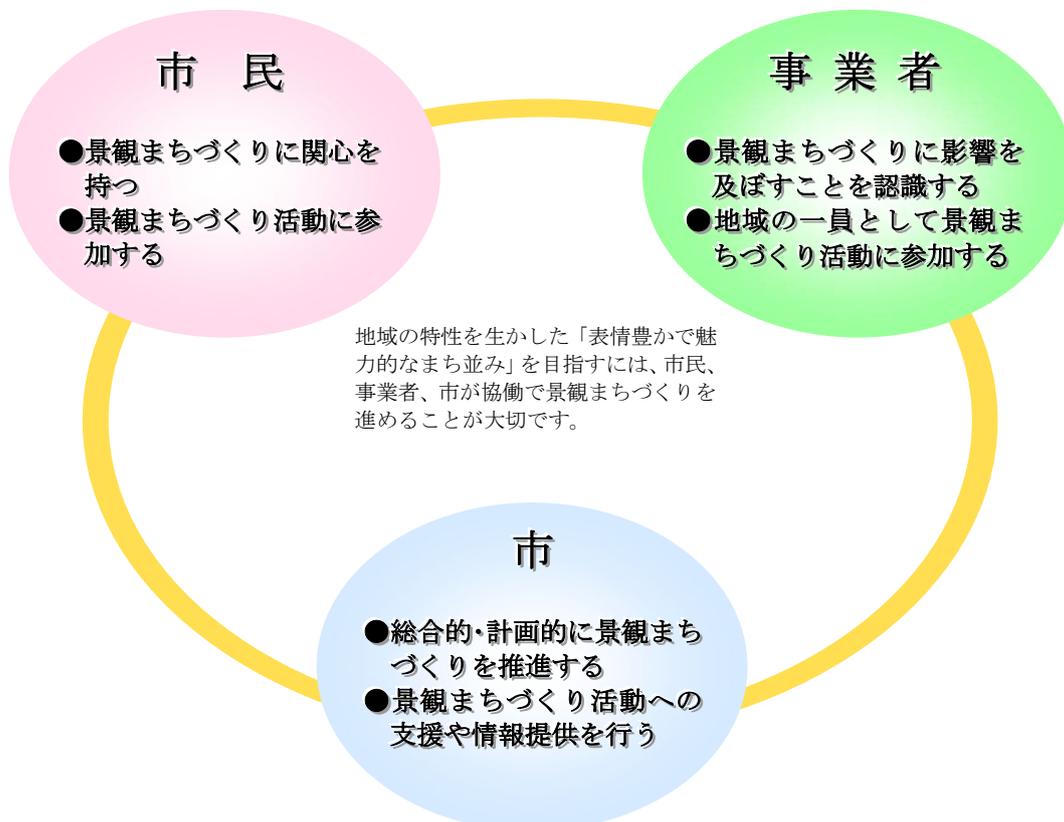
②事業者の役割

事業者は、事業活動が地域の景観まちづくりに大きな影響を及ぼすことを認識するとともに、地域社会の一員として、地域住民などが行う景観まちづくりへの取り組みに積極的に参加、協力しながら、景観まちづくりに寄与することが求められます。

③市の役割

景観は多くの要素により構成され、景観まちづくりの手法も多岐にわたります。そのため、市は、関連諸制度との連携を図りながら、総合的かつ計画的に景観まちづくりを推進していくことが求められます。

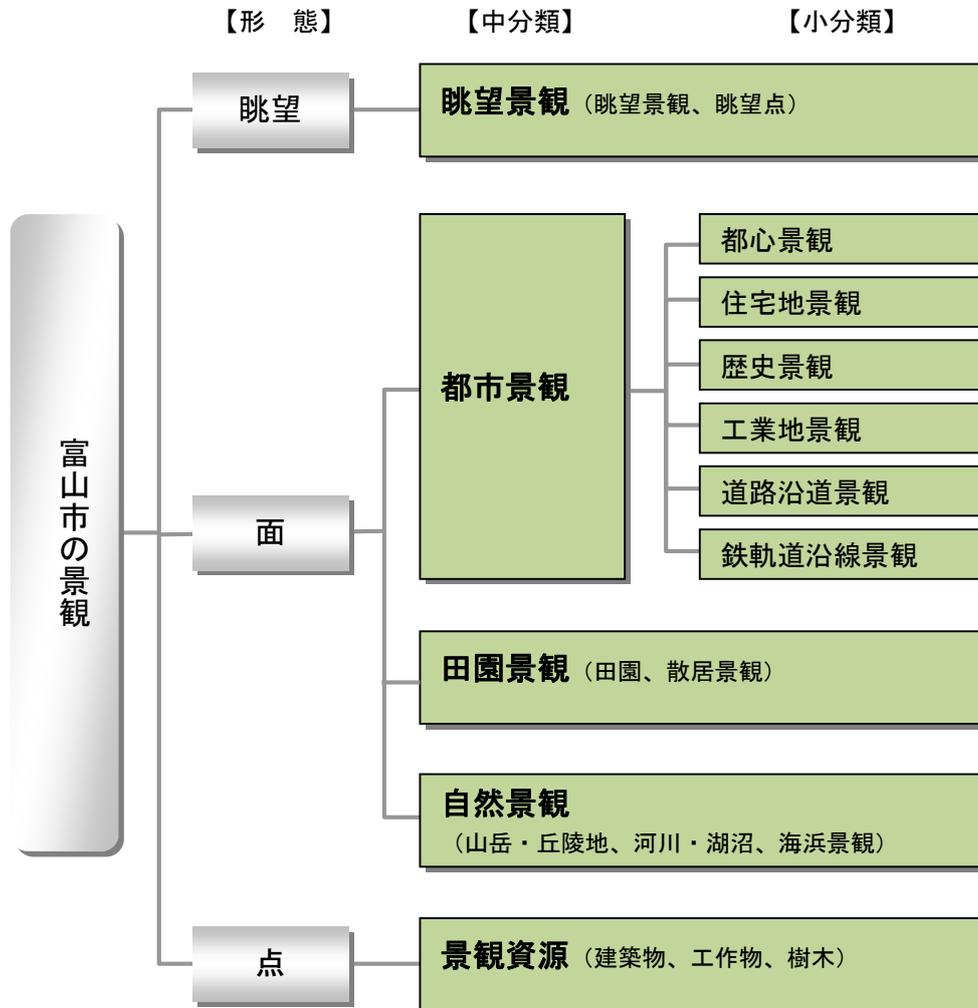
また、自ら公共事業の実施等において率先して景観まちづくりに配慮するとともに、市民や事業者の景観まちづくり活動に対する支援や景観まちづくりに関する意識を高めるための情報提供や普及・啓発を進め、その意見を施策に取り入れていくよう努めます。



第2章 本市の景観特性

富山市の景観は、その形態により、眺望、面、点に大きく区分できます。また、面は、土地の使い方などによって以下のように分類できます。

(景観特性毎の良好な景観資源は「富山市景観形成基本計画」も参照してください。)



眺望

眺望景観

本市は、富山平野を囲んで立山連峰をはじめとする山々がそびえ、平野部の至るところから雄大な立山連峰を望むことができます。季節や天気、時間帯によって様々な表情を見せてくれる立山連峰の眺望は、市民の生活に溶け込み、来訪者を圧倒する本市の特徴的な景観となっています。

また、都心部から見える呉羽丘陵の景観もまた、身近な眺望景観です。



呉羽丘陵から見た立山連峰の眺望

面

都市景観

○都心景観

富山平野の中央部には、本県の行政・商業・業務・交通等の機能が集積し、都心景観を形成しています。

都心部は、戦災復興の土地区画整理事業により現在の都市構造が形づくられ、その後も様々な事業が進められたことにより、けやき並木の城址大通りや松川・いたち川、大手モールやブルーパール、富岩運河環水公園など、水と緑に溢れ、広々とした公共空間が特徴となっています。



県庁・市役所周辺地区

○住宅地景観

戸建て住宅や集合住宅などで構成され、落ち着きと緑の潤いのある良好な住環境とともに、経済活動、教育文化活動などによる生活景観を形成しています。



建築協定・緑化協定を結ぶ蛭川ニュータウン

○歴史景観

本市は、戦災によって歴史的建築物の多くが焼失しましたが、北前船の回船業で栄えた東岩瀬や水橋、伝統的木造家屋が建ち並ぶ八尾旧町部など、歴史的風情を醸し出している地区もあります。

そのほか、北国街道や飛騨街道、立山道などの旧街道筋には、当時の面影が残る一帯が点在しています。



八尾諏訪町本通り

○工業地景観

本市は日本海側有数の工業都市であり、臨海部や神通川沿いのほか、速星駅周辺、富山八尾中核工業団地、中大久保企業団地などに工場が集積し、田園景観や住宅地景観、自然景観などと共存した工業地景観を形成しています。



富山八尾中核工業団地

○道路沿道景観・鉄軌道沿線景観

幹線道路沿道は、沿道型サービス施設が立地し、建築物や広告物が多種多様な沿道景観を構成しています。

また、本市では鉄軌道などの公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくりを目指しており、鉄軌道沿線等の景観の重要性が増しています。



富山ライトレール

田園景観

平野部の市街地の周囲には、緑豊かな田園景観が広がり、山田、八尾、細入地域の山あいには、斜面を利用した美しい棚田景観が見られます。呉羽丘陵の斜面一帯には梨畑が広がり、白い梨の花があたり一面を彩ります。

また、富山平野南部の散居景観、北部の島状集落、山あいの山村集落など、本地域の昔ながらの農村風景を思わせる田園集落景観も見られます。



宿坊の棚田

自然景観

本市は、海に面して富山平野が広がり、平野部を囲んで立山連峰などの山々がそびえる地形のため、白砂青松の美しい海岸線、呉羽山などの丘陵地や里山、3,000m級の山岳まで、多様な自然景観を有しています。

また、立山連峰などの山々を水源とする神通川・常願寺川の2大河川や大小様々な支流が平野を潤すとともに、神通峡の見事な渓谷美は、本市を代表する自然景観の一つとなっています。



神通峡

点

景観資源

建築物単体としては、浮田家住宅や旧森家住宅など、豪農や商家の古い建築物が保存され、当時の面影を伝えています。また、昭和29年に戦災復興事業の記念として建築された現在の富山城は、富山市のシンボルとなっています。

工作物としては笹津橋や桜橋などが残り、樹木は、浜黒崎の松並木をはじめ、けやきやしいのきなどの巨樹・銘木が市内に点在し、周辺住民に親しまれています。

また、いたち川沿いや各集落など、市内全域に多くの地蔵堂が点在し、富山市独特の景観となっています。



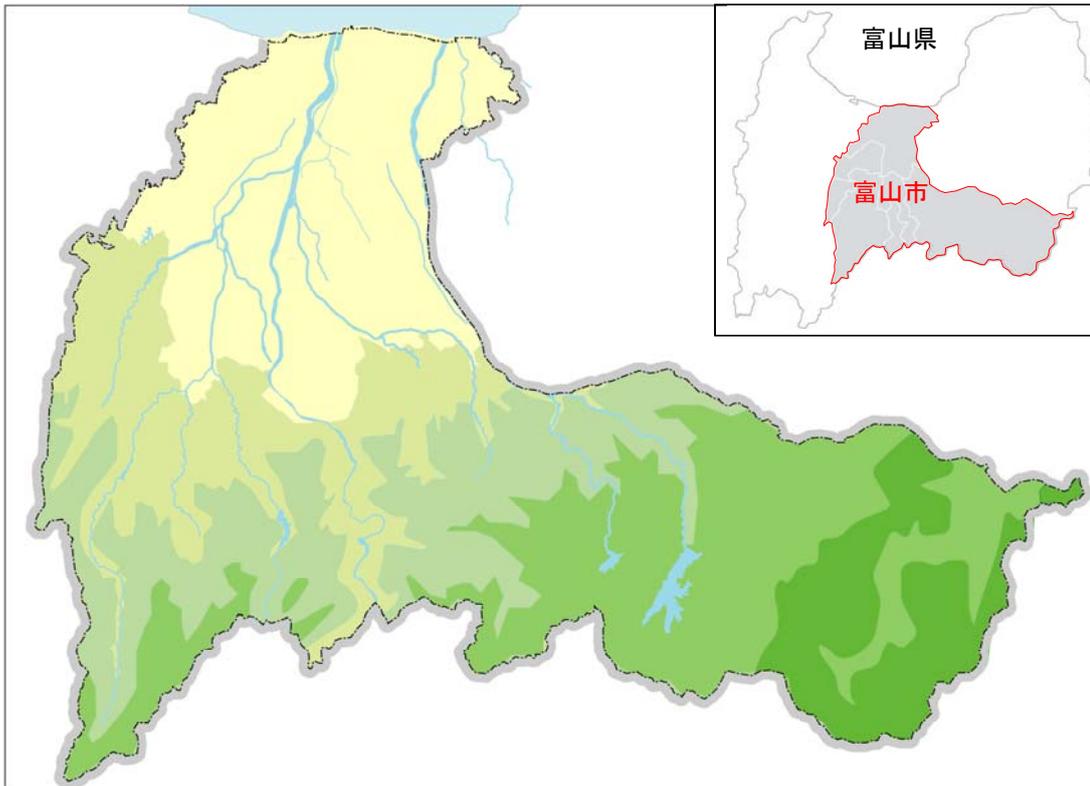
富山城址

第3章 景観計画の区域

(景観法第8条第2項第1号関係)

1. 景観計画区域

富山市全域を景観計画区域とします。



2. 重点的に景観の形成を推進する区域（景観まちづくり推進区域）

景観計画区域のうち、重点的に景観の形成に取り組むべき区域を「景観まちづくり推進区域」に指定し、きめ細やかな景観形成を推進します。

<景観まちづくり推進区域指定の方針>

分類		指定方針
都市景観	都心景観	本市の特徴的な都市景観の保全・創造が必要とされる地域
	歴史景観	特徴あるまち並みや歴史的建造物が集積する地域で、周囲の景観と一体をなした歴史的景観の保全・創造が必要とされる地域
田園景観		古くから本市の代表的な産業である農業に関する景観のうち、特徴的で美しい景観を有する地域で、特に景観保全が必要とされる地域
自然景観		本市の特徴的な自然景観を有する地域で、特に景観保全が必要とされる地域（ただし、自然公園法に基づき国立公園または県立自然公園に指定されている区域は除く）

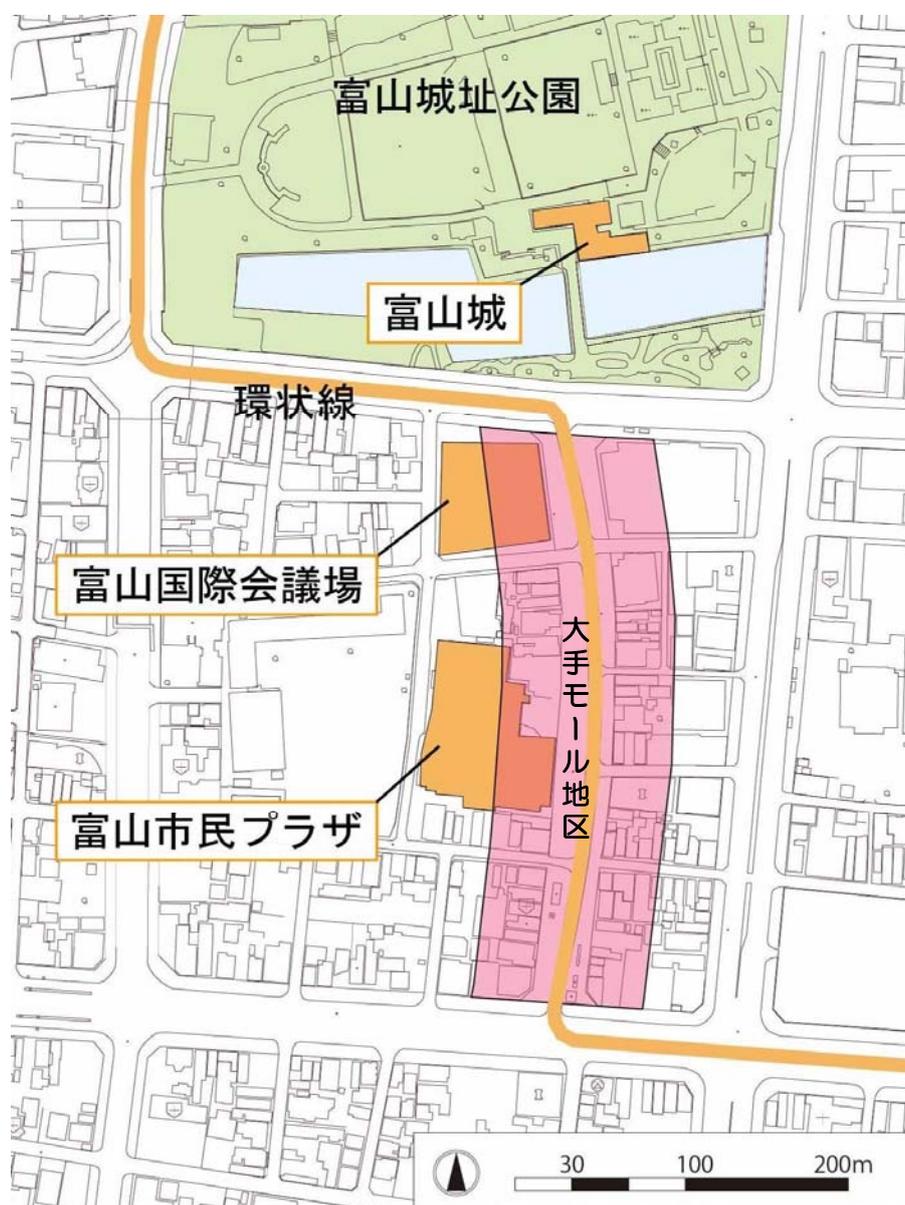
(1) 大手モール地区景観まちづくり推進区域（都心景観）

ア 地区の概要

地区の北側は、富山市のシンボル空間である緑豊かな城址公園に隣接しており、周辺には県庁、市役所、県民会館、図書館等の公共施設が多数立地しています。また、地区内を南北に伸びる大手モールは、市内電車環状線の開業に合わせて、都心部の顔となるトランジットモールの景観形成を目指して整備されており、歩行者が中心の賑わいある空間が形成されています。

イ 区域

市道大手線に接する敷地又は空地で、下図に示す実線で囲まれた区域



(2) 八尾地区景観まちづくり推進区域（歴史景観）

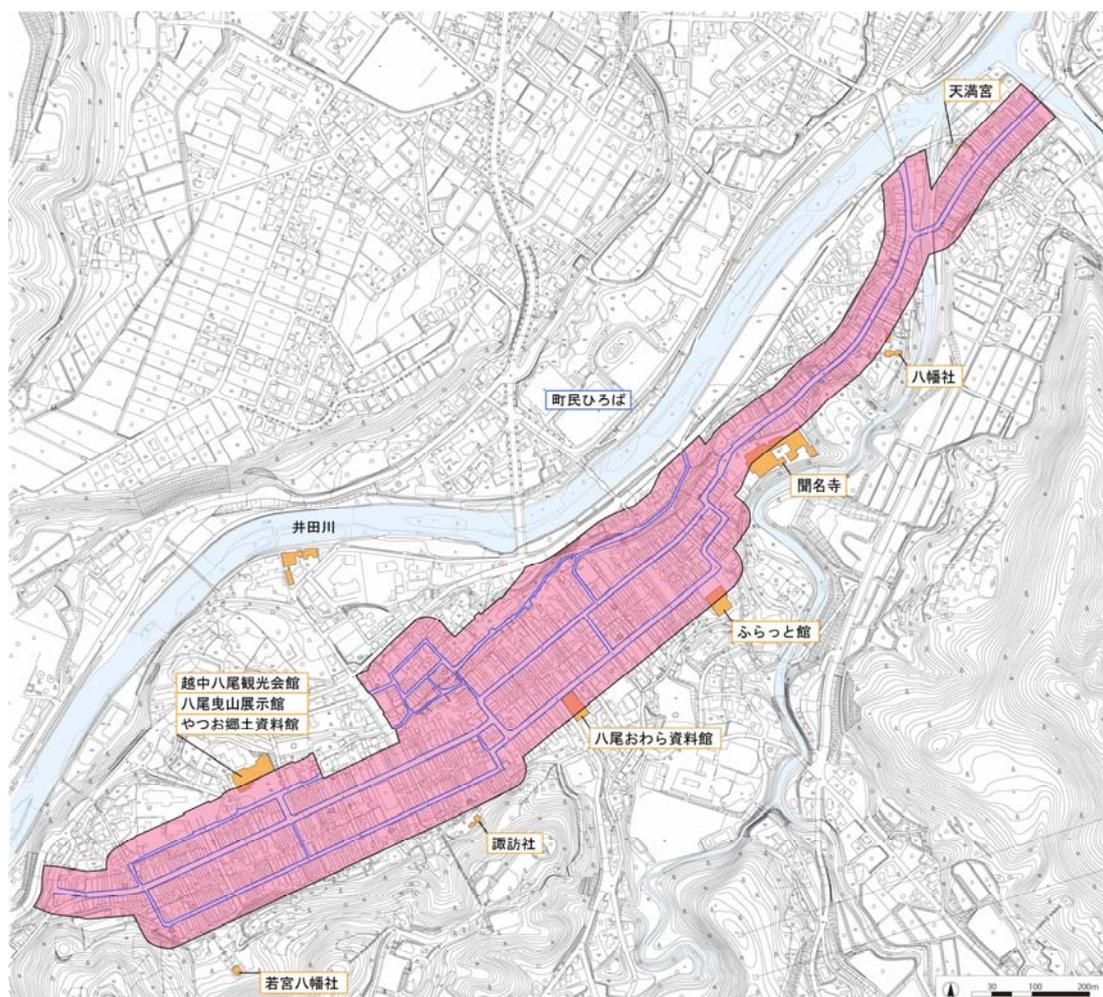
ア 地区の概要

八尾地区は江戸時代前期に聞名寺の門前町として開かれ、住民や事業者の方々の自主的な取り組みにより、深い軒の出や格子戸などの伝統的様式を取り入れた、美しく落ち着いた風情あるまち並みの形成が進められてきました。これからも住民・事業者・行政の協働により、歴史的なまち並みの雰囲気を保全し、落ち着いたまち並みの形成が求められます。

イ 区域

下記の道路を景観形成道路とし、景観形成道路に接する敷地又は空地で、下図に示す実線で囲まれた区域

- 景観形成道路：国道472号の一部、主要地方道富山八尾線の一部、富山市道（西町本通り線、西町下島線、西町禅寺線の一部、西町裏通り線、西町横通り線、鏡町1号線の一部、鏡町2号線、鏡町3号線、鏡町4号線、鏡町5号線、鏡町6号線の一部、鏡町7号線、くるみ小路線、上新町横通り1号線、上新町裏通り線の一部、諏訪町本通り線、諏訪町横通り2号線、東新町本通り線、西新町西側線の一部）



第4章 良好な景観の形成に関する方針

(景観法第8条第2項第2号関係)

1. 基本目標

富山市総合計画基本構想に目指す都市像として「人・まち・自然が調和する活力都市とやま」を掲げています。そのための目標の一つである「都市と自然が調和した潤いが実感できるまち」を実現するため、「ふるさと景観の保全・形成」を進め、表情豊かで魅力的な景観の形成を推進するための目標を次のように掲げます。

① 豊かな自然や歴史文化を守り育む

本市は、雄大な立山連峰の眺望や美しい海岸線、北アルプスに源を発する大小さまざまな河川、広がりのある富山平野の田園・集落などの豊かな自然に恵まれています。また、長年にわたり多くの方々の努力によって築かれ、歴史・風土・文化に培われた富山市固有の景観があります。

これら数多くの富山市固有の景観を大切に守り、次の世代に継承すべき市民共有の財産として育む景観まちづくりを目指します。



② 住みつづけたい、訪れてみたい、魅力と活力を創る

本市では、城址大通りやプールバールなどの広幅員の街路、富岩運河環水公園などの水と緑にあふれた広々とした公共空間等の整備により、ゆとりと風格が感じられる都市景観を形成してきました。また、四季を感じさせるハンギングバスケットや、まちを彩るバナーなどは、まち並みに楽しさ、賑わい、潤いを与えています。

同時に、本市が他都市に先駆けて取り組む「公共交通を軸としたコンパクトなまちづくり」の象徴である富山ライトレールや市内電車環状線は、市民がその快適さを享受できるだけでなく、来訪者を惹きつける新たな魅力ある景観を創り出しています。

環境モデル都市にふさわしいゆとりや潤いが感じられる生活環境、県都にふさわしい風格など、富山市らしい魅力と活力があふれる景観を創造し、住みつづけたい、訪れてみたいと感じさせる景観まちづくりを目指します。



③ 自然景観・都市景観・生活景観などの様々な要素が重なり、つながり、調和する

景観は、山・川・海・緑などの自然景観、道路・建物などの都市景観、人々の営みから生まれる生活景観などの様々な要素が、空間的・時間的に組み合わせられて構成されています。

山並みなどの「遠景」が背景となり、街路樹やまち並みの雰囲気などの「中景」、建物のデザインや庭先の緑などの「近景」などが重なり合い、調和することで美しいと感じます。このため、全体と個々の景観の関係を考える視点が大切です。

また、景観は、時刻や季節、天候などの移り変わりによって見え方や印象が変わることから、それぞれの時間的な経過に対する配慮も必要となります。

いろいろな音が調和して美しい音楽を奏でるように、それぞれの地域の様々な景観要素が調和することによって、「表情豊かで魅力的なまち並み」となる景観まちづくりを目指します。



丘陵地の緑・神通川・市街地のまち並み・背景の立山連峰が調和することにより富山市の魅力が生まれます。

2. 基本方針

基本目標を踏まえ、以下の方針のもとに、富山市らしさに配慮して景観の保全・創造を図ります。

① 雄大な立山連峰などの眺望景観を守る

富山平野を囲んで一面に広がる立山連峰の眺望は、市街地や丘陵部など、市内の多くの場所から見る事ができ、来訪者を圧倒する本市特有の景観といえます。また市街地から望む呉羽丘陵の景観は、市民に身近な眺望景観として親しまれています。

こうした眺望景観は、本市の大切な財産であり、眺望を阻害することのないよう大切に保全していきます。

② ゆとりある公共空間による都心景観を守り、創造する

震災復興の土地区画整理事業により形づくられた都心部は、水と緑に溢れ、広々とした公共空間が特徴となっています。

こうした公共空間の維持、再整備、創造に努めるとともに、沿道は周囲の景観に調和した落ち着いたものあるまち並みとし、潤いに溢れ、ゆとりと風格のある都心景観の形成を目指します。

③ 潤いのある住宅地景観を守り、創造する

広い敷地の戸建住宅等が建ち並ぶ市街地の景観も富山の特徴的な景観の一つです。こうした良好な居住環境の保全に配慮し、緑豊かで落ち着いた景観形成を図ります。

④ 貴重な歴史的景観を守り、創造する

市内には、回船業で栄えた岩瀬や水橋、門前町として栄えた八尾旧町、北国街道や飛騨街道、立山道などの旧街道筋などにおいて、歴史的なまち並みが今なお残されています。こうしたまち並みは、長年にわたり多くの方々の努力によって築かれ、歴史・風土・文化に培われた地域固有の景観です。特に、昭和20年の空襲により壊滅的な被害を受けた本市においては、希少な歴史的資産となっています。

こうした歴史的景観を保全するため、貴重な歴史的建造物の保全と、まち並みの連続性や調和に配慮した景観形成を目指します。

⑤ 周辺景観と調和した工業地景観を守り、創造する

工場が建ち並ぶ景観も、本市の基幹産業が作り出す特徴的な景観であり、工業地においては、周辺景観との調和やゆとり空間の形成を図るとともに、工場特有の景観を活かしていきます。

⑥ 魅力的で落ち着いたある道路沿道景観・鉄軌道沿線景観を守り、創造する

国道 41 号をはじめとする幹線道路沿道は、街路樹の緑による潤いが見られるところもありますが、一方で、屋外広告物の乱立が目立つことから、周辺環境に調和した落ち着いたある景観形成を図っていきます。

富山ライトレールや市内電車、富山地方鉄道、JRなどの鉄軌道沿線では、車窓からの視点を考慮し、落ち着いたある景観形成を図っていきます。

⑦ 棚田などの美しい田園景観を守る

本市は、古くから、北アルプスの豊かな水源を背景とした田園地帯であり、富山平野一帯には緑豊かな田園が広がり、平野の南東部には散居集落も見られます。また山間部には、美しい棚田景観や、昔ながらの趣きある山村集落が点在しています。

こうした地域の産業と密着して形成されてきた景観は、地域固有の景観であり、その維持・保全に努めます。

⑧ 水と緑に抱かれた豊かな自然景観を守る

本市は豊かな自然に恵まれ、雄大な立山連峰や白砂青松の美しい海岸線、神通川・常願寺川をはじめとする大小さまざまな河川や神通峡の溪谷美など、美しい自然景観を有しています。

こうした豊かな自然景観は、次世代に引き継ぐべき市民共有の財産として大切に保全していきます。

⑨ 地域の歴史を今に伝える景観資源を守る

市内に点在する建築物や工作物、樹木等の点的景観資源は、地域の歴史を今に伝える存在として、地域の景観に影響を与えています。

こうした点的景観資源を保全するとともに、周囲についても、その貴重な景観資源を阻害しないよう配慮することにより景観形成を図っていきます。

3. 景観まちづくり推進区域における良好な景観の形成に関する方針

景観まちづくり推進区域については、景観計画区域全体の基本方針等に加え、地域の特性に応じた景観形成の方針等を定め、地域の特色をいかした景観の形成を図ります。

(1) 大手モール地区景観まちづくり推進区域

<方針>

①落ち着いた色彩に調和する景観の形成

大手モールでは、建築物や道路、ストリートファニチャーなどがモノトーンや淡い色合いで整備され、優しく落ち着いた上品なイメージのまち並みが形成されています。このようなイメージを壊さないよう、建築物や広告物に使用する色彩や面積などに配慮し、通りとしてのつながりやまとまりが感じられる景観形成を目指します。

②低層部における連続的な賑わいの誘導

大手モールでは、ゆとりある歩行者空間が整備されています。歩きながら目を楽しませてくれるようなショーウィンドウの整備などにより、歩行者が中心の賑わいある景観形成を図ります。

③富山城の眺望への配慮

富山市のシンボルである富山城の眺望は、富山らしさを感じる景観であり、また大手モールの景観に奥行きを与えています。壁面線やスカイラインを乱さず、富山城の眺望に配慮した景観形成を図ります。

(2) 八尾地区景観まちづくり推進区域

<方針>

①伝統的様式を取り入れた情緒あるまち並みの形成

飛騨の匠の流れをくむ伝統的様式を取り入れた八尾らしいまち並みの雰囲気を保全し、おわら風の盆や曳山祭の舞台に相応しい、情緒あるまち並みの形成を図ります。

②周辺との調和、一体感などに配慮した景観の形成

周辺の落ち着きのある色彩や意匠との調和、一体感などに配慮した景観形成を図ります。

第5章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第3号)

1. 市全域（景観まちづくり推進区域を除く）における制限

ア 届出対象行為

届出対象行為（景観法第16条）は、次の表の左欄の行為の種類に応じ、右欄に掲げる規模の行為とし、変更命令の対象となる特定届出対象行為（同法第17条第1項）は(1)から(3)までの欄に掲げる行為とします。

行為の種類		規模
(1) 建築物 新築、増築、改築、移転		次のいずれかに該当するもの ・ 高さが12.5mを超えるもの ・ 建築面積が1,000㎡を超えるもの（増築・改築部分の建築面積が150㎡以下のものを除く）
(2) 工作物 新設、増築、改築、移転	工作物①	次のいずれかに該当するもの ・ 高さが12.5mを超えるもの（工作物自体の高さが5m以下のものを除く） ・ 築造面積が1,000㎡を超えるもの（増築・改築部分の築造面積が150㎡以下のものを除く）
	工作物②	・ 高さが5mを超え、かつ、長さが10mを超えるもの
	工作物③	・ 高さが12.5mを超えるもの（工作物自体の高さが5m以下のものを除く）
	工作物④	・ 高さが30mを超えるもの
(3) 建築物・工作物の外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更		・ 上記(1)または(2)に該当する規模の建築物・工作物で、行為に係る部分の面積の合計が、建築物・工作物の外観に係る面積の1/2を超えるもの
(4) 開発行為		・ 行為に係る土地の面積が3,000㎡を超え、行為に伴い高さが5mを超え、かつ、長さが10mを超えるのり面が生じるもの
(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		・ 行為の用に供する土地の面積が3,000㎡を超え、かつ、堆積の高さが3mを超えるもの
(6) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		・ 行為に係る土地の面積が3,000㎡を超え、行為に伴い高さが5mを超え、かつ、長さが10mを超えるのり面が生じるもの

特定届出対象行為

- 工作物①**
- ・ 観覧車、飛行塔、コースター等遊戯施設
 - ・ コンクリート・アスファルトプラント等製造施設
 - ・ 自動車車庫の用に供する立体的な施設
 - ・ 石油・ガス等貯蔵施設
 - ・ ごみ、し尿等処理施設
- 工作物②**
- ・ 垣、さく、塀、擁壁等
- 工作物③**
- ・ 煙突、排気塔等
 - ・ 高架水槽、冷却塔等
 - ・ 電波塔、装飾塔、記念塔、物見塔、風車等
 - ・ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱等
 - ・ 彫像、記念碑等
- 工作物④**
- ・ 電気供給・有線通信のための電線路・空中線の支持物

※高さ等の算定方法

高さ

- ・ 建築基準法施行令第2条第1項第6号の規定による。ただし、地盤面が2以上ある場合は、最も低い地盤面から算定する。
- ・ 建築物と一体となって設置される工作物の高さは、建築物との接続部分からではなく、建築物の地盤面から算定する。

長さ

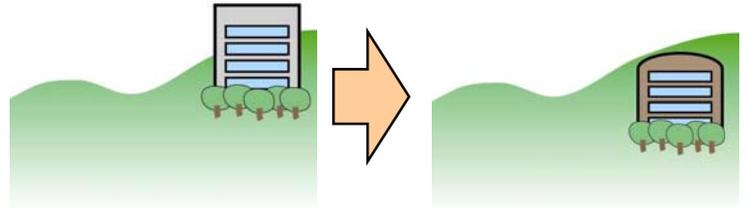
- ・ 工作物②及びのり面の長さは、同一敷地内の対象物の長さを合計した値とする。

イ 景観形成基準

■建築物（新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更）

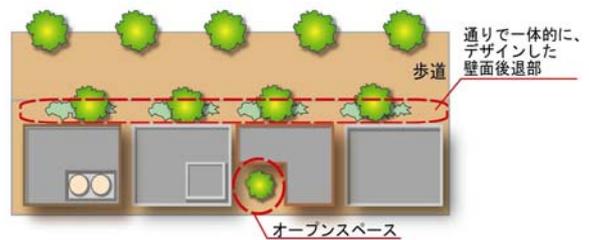
<位置>

- ・地域に親しまれている山なみや丘陵等の稜線を遮らないようにするとともに、それらへの眺望を著しく損なわないよう配慮する。



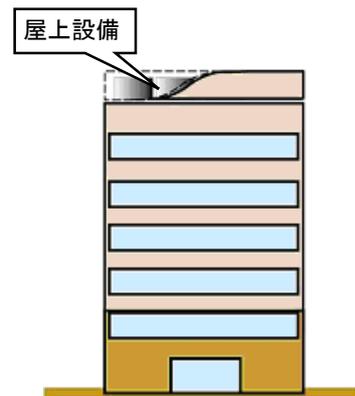
稜線を遮らないよう建築物の位置を工夫

- ・地形の大幅な改変等が生じないよう配慮する。
- ・周辺のまち並みや建築物の形態等に応じて、道路境界からの後退距離を工夫するほか、壁面の位置が揃っているまち並みでは、壁面の連続性に配慮した位置とするよう努める。

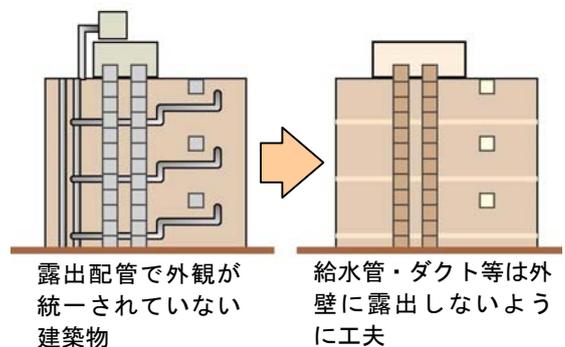


<形態・意匠>

- ・周辺のまち並みや自然景観等と調和した形態・意匠となるよう努めるとともに、地域の特性を生かすなど、多様な感性や発想によって表情豊かな景観を創出するよう形態・意匠に配慮する。
- ・建築物に付属する屋外設備機器等は、公共空間から見えにくいような配置の工夫や遮蔽に努める。
- ・建築物の形態・意匠、付属設備、屋外広告物等は、建築物が全体としてすっきりまとまり、統一感のあるものとなるよう配慮する。
- ・敷地内に複数の建築物や工作物を設ける場合は、全体としてまとまりのあるものとなるよう工夫する。
- ・広告物を設置する場合は、建築物全体のデザイン、配色等にまとまりがでるように、建築物の計画の段階から広告物の設置場所、大きさ、色彩等を十分検討するよう努める。
- ・広告物を設置する場合は、「第7章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」に示す基準に配慮する。



建築物と一体的なデザインに配慮



<色彩>

- ・建築物の外観の基調色は彩度を抑え、他の法令上の定めがある場合及び景観形成上支障がないと市長が認める場合（※）を除き、マンセル値で右に定めるとおりとする。

色相	彩度
0.1R～4.9R	4以下
5.0R～10.0Y	4.5以下
0.1GY～10.0RP	2以下

※「景観形成上支障がないと市長が認める場合」とは、次のいずれかの要件に該当し、富山市景観まちづくり審議会等において形態、意匠等を総合的に審査し、景観形成上支障がないと認められた場合とする。

- ・景観まちづくり推進区域、地区計画等、地域を限定して独自に色彩基準を定めている地域において、その基準に適合するもの。
 - ・特徴的な色使いがランドマークの役割を果たしている景観重要建造物、文化財、歴史的な社寺等。
 - ・自然素材や無着色の素材を使用し、その色彩が基準に適合しないもの。
 - ・伝統的な意匠が特徴的な地域において、伝統色を使用するもの。
 - ・優れた配色、意匠等の工夫により、周囲の景観向上に寄与すると認められるもの。
- (ただし、マンセル値で右に掲げる範囲にあるものに限る。)

色相	彩度
5.0R～10.0Y	6.5以下
上記以外	6以下

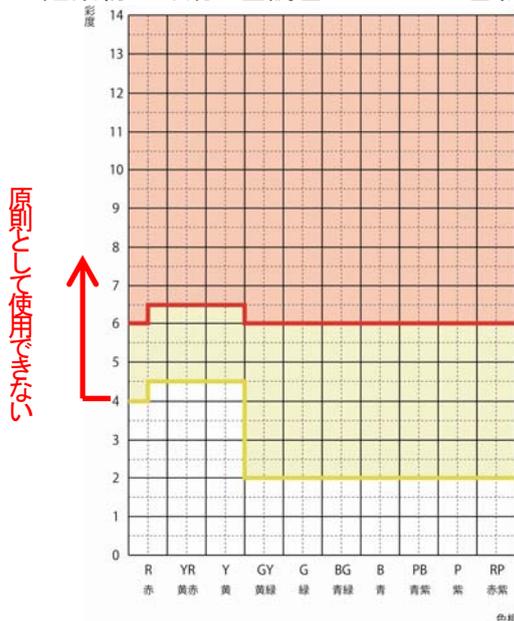
- ・建築物の外観の色彩は、使用する色数を抑えるほか、組み合わせを工夫し、四季を通じて周辺のまち並みや自然景観等と調和するよう配慮する。
- ・計画地に複数の建築物がある場合や建築物に付属する屋外設備機器、屋外広告物等の付属工作物等がある場合は、全体的な統一感や調和が感じられる色彩とするよう配慮する。
- ・周辺の景観と調和を図りながら、表情豊かな景観を創出するような色彩の使用に努める。



外壁の色の彩度を抑制



建築物の外観の基調色についての色彩基準



マンセル値

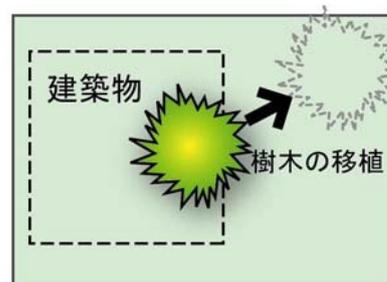
色彩を正確に伝えるため用いられる国際的尺度のひとつで、日本工業規格(JIS)でも採用されている。色を「色相(いろあい)」「明度(あかるさ)」「彩度(あざやかさ)」の組み合わせによって表す。

<素材>

- ・経年による汚れ、破損、劣化等によって景観の質が低下しにくい耐久性、耐候性のある素材を使用するよう配慮する。
- ・素材の選定・使用にあたって、住宅地周辺や自然景観に恵まれた地域においては反射性を抑えた素材を使用するなど、周辺の環境に配慮する。
- ・地域を特徴付ける素材がある場合は、その活用に努め、地域の特性を生かすよう配慮する。

<敷地の緑化>

- ・敷地内の優れた樹木や樹林は、できる限り保存及び移植を行い、敷地の緑化や建築物の修景に生かすよう工夫する。
- ・公共空間に面する部分は、歩行者への圧迫感をやわらげ、まち並みに潤いを与えるよう緑化に努めるとともに、敷地周辺の状況と合わせた緑化に配慮する。



樹木の保存

<夜間景観>

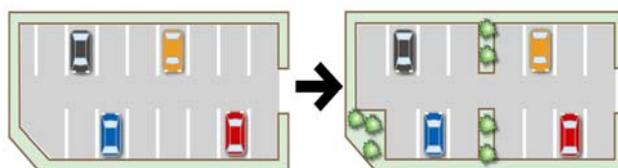
- ・ライトアップ等、夜間照明による夜間景観の演出に配慮する。
- ・回転灯やネオン管、サーチライト等による過度な光の演出は避け、周辺の景観に配慮した夜間景観の演出を工夫する。



建築物から漏れる光により夜間景観を演出した例

<その他>

- ・屋外駐車場は、公共空間からの見え方に配慮し、景観に与える影響を軽減するよう出入口の数や位置を工夫するほか、無機質な景観とならないよう、敷地周囲等に植栽を施すよう努める。
- ・建築物に付帯する塀や擁壁等は、単調で無機質な景観とならないよう努めるほか、周囲への圧迫感を低減するよう配慮する。
- ・門や塀を設置する場合は、まち並みの連続性や伝統的な形式・意匠に配慮する。



デッドスペース等を緑化することで景観に配慮する



石積みと生垣によるまち並みと調和する塀や擁壁の例

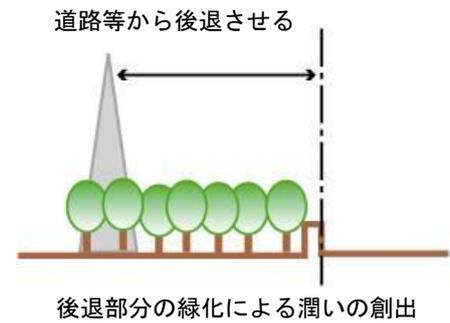


伝統的な意匠を取り入れて景観に配慮した塀の例

■工作物（新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更）

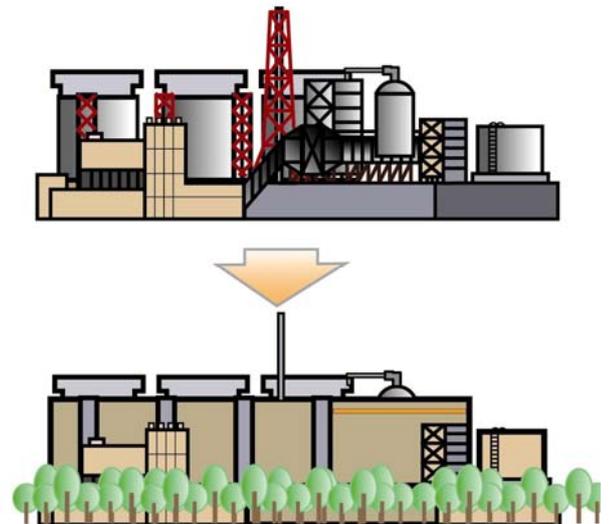
<位置>

- ・地域に親しまれている山なみや丘陵等の稜線を遮らないようにするとともに、それらへの眺望を著しく損なわないよう配慮する。
- ・地形の大幅な改変等が生じないよう配慮する。
- ・前面道路だけではなく背面からの見え方にも配慮するとともに、周囲の建築物やまち並みに圧迫感や違和感を与えないよう工作物の位置などに配慮する。



<形態・意匠>

- ・周辺のまち並みや自然景観等との調和を図り、地域の景観になじむよう配慮する。
- ・ランドマークとなる工作物については、周囲からの見え方を考慮し、全体の景観を引き締めるよう配慮する。
- ・工作物に付属する屋外設備機器や管理用の階段などは、目立たないような配置やデザインとなるよう工夫する。
- ・敷地内に複数の工作物や付帯設備などを設ける場合は、共通する意匠などを用いることにより、全体的なまとまりが感じられ、個々の工作物等に調和が生まれるよう配慮する。



全体的な一体感の創出

<色彩>

- ・工作物の基調色は、法令等で定められたもの以外は彩度を抑え、四季を通じて周辺のまち並みや自然景観等と調和するよう配慮する。

<素材>

- ・耐久性、耐候性、退色性、経年変化等を考慮し、維持管理が容易な素材の使用に配慮する。
- ・地域を特徴付ける素材がある場合は、その活用に努め、地域の特性を生かすよう配慮する。
- ・自然が多い地域や住宅地などでは、素材の持つ反射性に配慮する。



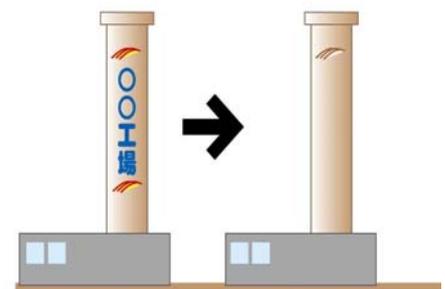
石積み擁壁の再生により
地域を特徴づける景観を形成した例

<敷地の緑化>

- ・工作物の足元は積極的な緑化を施し、ゆとりと潤いあるまちづくりに配慮する。
- ・樹林地や丘陵地などでは、工作物を設置後、周辺の植生と調和した緑の復元に配慮する。

<その他>

- ・施設名称など必要なものを除き、工作物への広告物の表示を避けるとともに、ロゴマークやピクトサイン等を使用するなど、少ない広告物での効果的な情報伝達の工夫に努める。



広告物の表示をロゴマーク
だけの最小限にした例

■開発行為

<土地の形状>

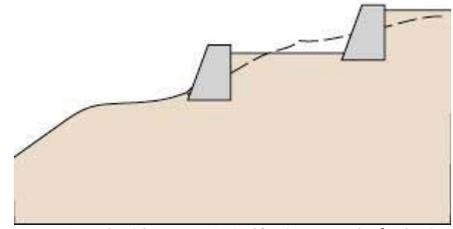
- ・現状の地形をできる限り尊重した形質変更に配慮する。
- ・大幅な形質変更が必要な場合は、主要な眺望点からの眺望への影響を避けるよう配慮する。

<緑化>

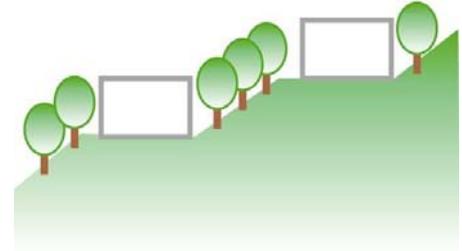
- ・緑化にあたっては、地域の植生を調査、活用し、新たに植栽を施す場合は、地域の自然景観と調和した樹種選定に配慮する。

<のり面・擁壁>

- ・長大なりのり面は単調な景観となるとともに周辺の景観に圧迫感を与えるため、のり面や擁壁はできる限り小さくなるよう配慮する。
- ・自然素材の使用や緑化により、周辺の自然景観との調和に配慮する。



のり面などにより現状地形の改変を少なくする



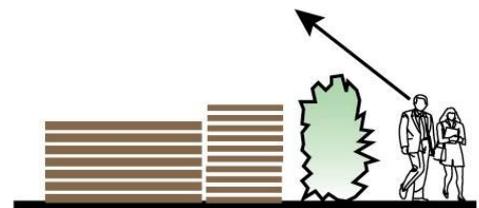
■屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

<堆積の方法>

- ・堆積物を道路境界や隣地境界から離すなど、周囲に与える圧迫感を和らげるよう配慮する。

<遮蔽>

- ・行為地の周辺を植栽等で遮蔽するなど、公共空間から見えにくくするよう配慮する。



植栽による遮蔽の工夫

■土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

<遮蔽>

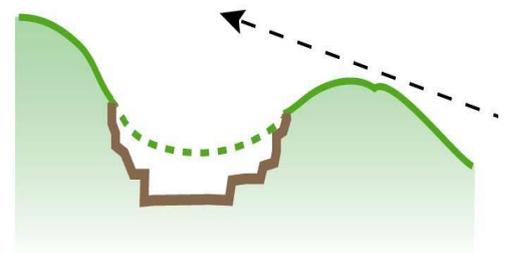
- ・行為地は、公共空間から見えないよう配慮する。

<のり面・擁壁>

- ・長大なりのり面は単調な景観となるとともに周辺の景観に圧迫感を与えるため、のり面や擁壁はできる限り小さくなるよう配慮する。
- ・自然素材の使用や緑化により、周辺の自然景観との調和に配慮する。

<跡地の緑化>

- ・掘採、採取が終了したところから、地域の環境に応じた植栽等を行い、速やかに緑が復元するように配慮する。



眺望点から見えにくいよう地形を利用する

2. 景観まちづくり推進区域における制限

(1) 大手モール地区景観まちづくり推進区域

ア 届出対象行為

届出対象行為（景観法第16条）は、次の表の左欄の行為の種類に応じ、右欄に掲げる規模の行為とし、変更命令の対象となる特定届出対象行為（同法第17条第1項）は(1)から(3)までの欄に掲げる行為とします。

行為の種類		規 模
(1) 建築物 新築、増築、改築、移転		次のいずれかに該当するもの ・高さが5mを超えるもの ・建築面積が10㎡を超えるもの
(2) 工作物 新設、増築、改築、移転	工作物①	次のいずれかに該当するもの ・高さが5mを超えるもの ・築造面積が10㎡を超えるもの
	工作物②	・高さが1.5mを超え、かつ、長さが10mを超えるもの
	工作物③	・高さが5mを超えるもの
	工作物④	・高さが5mを超えるもの
(3) 建築物・工作物の外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更		・上記(1)または(2)に該当する規模の建築物・工作物で、行為に係る部分の面積の合計が、建築物・工作物の外観に係る面積の1/2を超えるもの
(4) 開発行為		景観計画区域(景観まちづくり推進区域を除く)と同じ
(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		〃
(6) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		〃

特定届出対象行為

イ 景観形成基準

市全域（景観まちづくり推進区域を除く）における景観形成基準に加え、建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更については、以下の景観形成基準を定めます。

■ 建築物（新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更）

<形態・意匠>

- ・1階部分は、ショーウィンドウの設置や敷地内の植栽の設置に努めるなど、ゆとりと賑わいのある歩行者空間の形成に配慮する。また、商店等のシャッターを道路側に設ける場合は、歩道からショーウィンドウがのぞけるように、できるだけ透過性のよいシャッターを使用するよう努める。



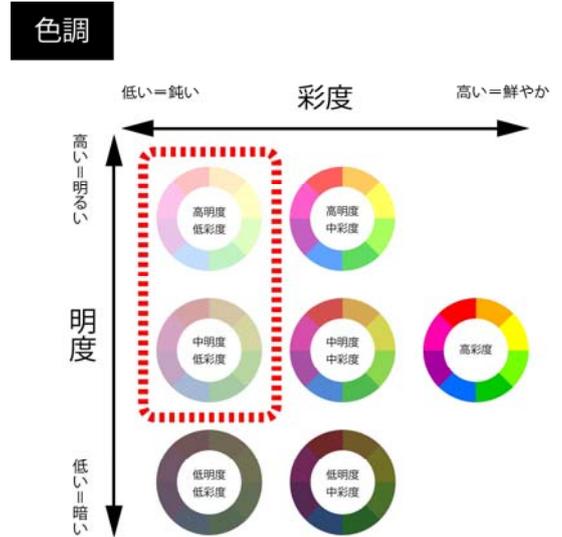
ショーウィンドウや飾り棚等を設け、通りの賑わいづくりに寄与するよう努めましょう。

<広告物>

- ・窓等のガラス面には、広告物等を掲出しない。ただし、低層部の賑わいの創出に寄与するようデザインされたものやショーウィンドウや掲示スペースとして計画的に掲示され、良好な景観を損なわないものは除く。
- ・富山城への眺望や周辺のまち並みに配慮し、屋上広告は設置しないよう努める。また、突出広告を設置する場合は、設置高さに配慮し、低層部の賑わいの創出に努める。
- ・切り文字の使用や使用素材の工夫などにより、まちの賑わいと特性の創出に寄与するサインの設置を心がける。

<色彩>

- ・外壁の基調色は、落ち着いた色調とし、中高層部では、中～高明度、低彩度の色彩を使用するよう努める。
- ・低層部においては、アクセントカラーの使用等により彩りを工夫して、賑わいの創出を図る。



<その他>

- ・道路側には自動販売機を設置しないよう努める。やむを得ず設置する場合は、道路からの見え方に配慮し、建築物と一体化するような配置や修景等の工夫を行う。

修景された例



(2) 八尾地区景観まちづくり推進区域

ア 届出対象行為

届出対象行為（景観法第16条）は、次の表の左欄の行為の種類に応じ、右欄に掲げる規模の行為とし、変更命令の対象となる特定届出対象行為（同法第17条第1項）は(1)から(3)までの欄に掲げる行為とします。

行為の種類		規模
(1) 建築物 新築、増築、改築、移転		次のいずれかに該当するもの ・ 高さが5mを超えるもの ・ 建築面積が10㎡を超えるもの
(2) 工作物 新設、増築、改築、移転	工作物①	次のいずれかに該当するもの ・ 高さが5mを超えるもの ・ 築造面積が10㎡を超えるもの
	工作物②	・ 高さが1.5mを超えるもの
	工作物③	・ 高さが5mを超えるもの
	工作物④	・ 高さが5mを超えるもの
(3) 建築物・工作物の外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更		・ 上記(1)または(2)に該当する規模の建築物・工作物で、行為に係る部分の面積の合計が、建築物・工作物の外観に係る面積の1/2を超えるもの
(4) 開発行為		・ 行為に伴い高さが1.5mを超えるのり面が生じるもの
(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		・ 堆積の高さが1.5mを超えるもの
(6) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		・ 行為に伴い高さが1.5mを超えるのり面が生じるもの
(7) 樹木の伐採		・ 高さが5mを超えるもの

特定届出対象行為

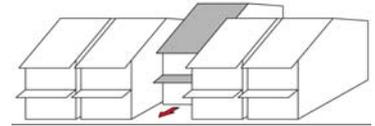
イ 景観形成基準

区域内の景観形成道路に面する部分及び景観形成道路から望見できる部分について下記の景観形成基準を定めます。

■建築物（新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更）

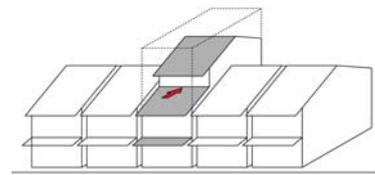
<位置>

- ・地域に親しまれている山なみ、自然石を活用した井田川沿いの石積み護岸や急傾斜地の石垣による眺望を著しく損なわないよう配慮する。
- ・地形の大幅な改変等が生じないように配慮する。
- ・景観形成道路に面する建築物の外壁及び軒線の位置は、まち並みに揃えるよう努める。



<高さ・階数>

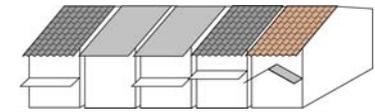
- ・歴史的まち並みや自然景観等と調和した形態・意匠となるよう努める。
- ・傾斜地特有の高さに変化がある屋根並みの調和に配慮する。
- ・八尾町上新町地内における市道上新町裏通り線に接する敷地内の土蔵風建築物は、道路から望見できる建築物の部分の階数を3以下とするよう努める。
- ・八尾町西町及び八尾町今町地内における市道西町下島線、西町禅寺線、西町裏通り線沿いの石垣上部に位置する敷地内の建築物は、町民広場から望見できる建築物の部分の階数を3以下とするよう努める。
- ・上記以外の敷地で景観形成道路に面する建築物の部分の地上階数は2以下とし、やむを得ず3階とする場合は、3階の外壁面を2階の外壁面よりも後退するよう努める。



やむを得ず3階とする場合は、3階部分を敷地の奥へ後退するなど、景観のバランスに配慮しましょう

<共通>

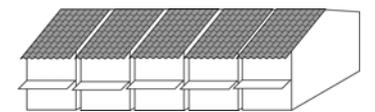
- ・歴史的まち並みや自然景観等と調和した形態・意匠となるよう努める。
- ・素材の選定、使用にあたって、反射性を抑えた素材を使用するなど、周辺の環境に配慮する。



様々な形態の屋根や庇が混在すると、連続性やリズム感が損なわれます。

<屋根・庇>

- ・屋根の形は、切妻屋根の平入りを基本とする。
- ・1階部分には、歴史的なまち並みとの調和に配慮した軒や庇を設置するよう努める。
- ・屋根材は、日本瓦で黒色を基調とし、屋根の勾配は近隣の伝統的な家屋に合わせるよう配慮する。



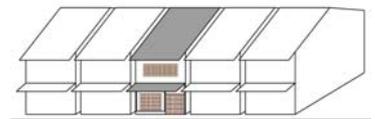
平入りで同程度の軒高の屋根が、通りに連続性やリズム感を与えます。

<外壁>

- ・外壁の色彩は、市全域（景観まちづくり推進区域を除く）における景観形成基準の色彩基準に加え、歴史的まち並み景観と調和する白又は茶系の落ち着いた色彩を基調とする。

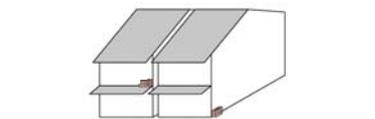
<開口部>

- ・出入口は格子戸とするよう努める。
- ・出入口以外の開口部には、格子の設置に努める。
- ・景観形成道路に面して車庫を設ける場合には、まち並みの連続性に配慮する。



<設備>

- ・建築物に付属する屋外設備機器等は、景観形成道路からの見え方を考慮し、見えにくいような配置の工夫や遮蔽に努める。



のれん板の裏側や家屋側面、裏側など、表から見えにくい場所へ設置するよう工夫しましょう

<照明>

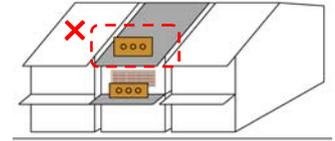
- ・灯具のデザインを工夫したり、温かみのある光色の照明を使用するなどして、夜間景観の演出に配慮する。

<門、塀>

- ・門や塀を設置する場合は、まち並みの連続性や伝統的な形式、意匠に配慮する。

<広告物>

- ・原則として自家用広告物のみとし、屋上には広告物を設置しない。
- ・広告物の合計表示面積は10㎡以下とする。
- ・まち並みとの調和を図った形態、意匠、色彩とする。
- ・点滅灯、回転灯及びネオン管等を使用しない。
- ・伝統的な素材を使用するよう努める。

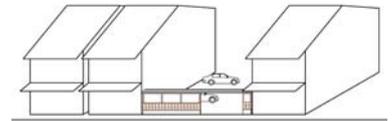


<敷地内の舗装>

- ・景観形成道路沿いの敷地内の舗装は、まち並みとの調和に配慮する。

<駐車場>

- ・景観形成道路沿いの駐車場敷地では、まち並みの連続性に配慮する。



開口の大きい駐車場敷地は、まち並みの連続性への影響が大きく、配慮が必要です。

■工作物（新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更）

<位置>

- ・地域に親しまれている山なみ、自然石を活用した井田川沿いの石積み護岸や急傾斜地の石垣による眺望を著しく損なわないよう配慮する。
- ・地形の大幅な改変等が生じないように配慮する。
- ・周辺の建築物やまち並みに圧迫感や違和感を与えないよう工作物の位置などに配慮する。

<形態・意匠>

- ・周辺のまち並みや自然景観等との調和を図り、地域の景観になじむよう配慮する。
- ・工作物に付属する屋外設備機器や管理用の階段などは、目立たないように配置やデザインとなるよう工夫する。
- ・敷地内に複数の工作物や付帯設備などを設ける場合は、全体的なまとまりが感じられ、個々の工作物に調和が生まれるよう配慮する。

<色彩>

- ・工作物の基調色は、法令等で定められたものを除き、高い彩度を避けるほか、周辺のまち並みとの調和を図るよう努める。

<素材>

- ・耐久性、耐候性、退色性、経年変化等を考慮し、維持管理が容易な素材の使用に配慮する。
- ・伝統的素材を生かした景観形成に配慮する。
- ・素材の持つ反射性に配慮する。

<その他>

- ・工作物には、必要以上の広告物などを表示しないよう配慮する。

■開発行為

<土地の形状>

- ・現状の地形をできる限り尊重した形質変更を配慮する。
- ・大幅な形質変更が必要な場合は、主要な眺望点からの眺望への影響を避けるよう配慮する。

<緑化>

- ・緑化にあたっては、地域の植生を調査、活用し、新たに植栽を施す場合は、地域の自然景観と調和した樹種選定に配慮する。

<のり面・擁壁>

- ・長大なりのり面や擁壁は、単調な景観となるとともに周辺の景観に圧迫感を与えるため、のり面や擁壁は、できる限り小さくなるよう配慮する。
- ・自然素材の使用や緑化により、周辺のまち並みとの調和に配慮する。



■屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

<堆積の方法>

- ・堆積物を道路境界や隣地境界から離すなど、周囲に与える圧迫感を和らげるよう配慮する。

<遮蔽>

- ・行為地の周辺を板塀等で遮蔽するなど、周辺の道路から見えないよう配慮する。

■土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

<遮蔽>

- ・行為地の周辺を板塀等で遮蔽するなど、周辺の道路から見えないよう配慮する。

<のり面・擁壁>

- ・長大なりのり面や擁壁は単調な景観となるとともに周辺の景観に圧迫感を与えるため、のり面や擁壁はできる限り小さくなるよう配慮する。
- ・自然素材の使用や緑化により、周辺のまち並みとの調和に配慮する。

<跡地の緑化>

- ・掘採・採取が終了したところから、地域の環境に応じた植栽等を行い、速やかに緑が復元するよう配慮する。

■樹木の伐採

<伐採の方法>

- ・枯損した樹木・危険な樹木の伐採を除き、できる限り伐採しないよう努める。
- ・寺社林や屋敷林等の高木及び樹姿に優れた樹木又は樹林は、保存又は移植を行い、まち並みに配慮する。

第6章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

(景観法第8条第2項第4号)

景観重要建造物及び景観重要樹木は、道路その他の公共の場所から容易に望見できることができ、次に掲げる要件に該当するものについて、所有者等と協議の上、指定します。

1. 景観重要建造物

- (1) 外観のデザインに優れ、ランドマーク性のあるもの
- (2) 地域住民に親しまれ、地域の歴史文化を象徴するもの
- (3) 地域の良い景観形成の規範となるもの
- (4) 地域の産業上、重要な景観を形成しているもの
- (5) その他、景観形成に重要な役割を果たしていると思われるもの

2. 景観重要樹木

- (1) 地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有するもの
- (2) 地域住民に親しまれ、地域の歴史文化を象徴するもの
- (3) その他、景観形成に重要な役割を果たしていると思われるもの

第7章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第5号)

景観計画区域内の屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置については、富山市屋外広告物条例に基づく許可制度により表示方法等に関する制限を行なうほか、景観計画に景観形成のための基準を定め、魅力ある屋外広告物景観の形成を図ります。

また、屋外広告物条例の許可の対象とならない比較的小さな屋外広告物であっても、それらの屋外広告物が周辺の景観への影響が大きい地区においては、まち並みに調和した屋外広告物への誘導のため、富山市屋外広告物条例に基づく「景観保全型広告整備地区」指定等を検討していきます。

■景観形成のための基準

<位置>

- ・周辺の自然景観への眺望やまち並み、自然景観等との調和に配慮し、極端に高い位置の設置を避ける。

<形態・意匠>

- ・周囲のまち並みや自然景観等との調和を図った形態・意匠となるよう努める。
- ・屋外広告物を設置する建築物等との一体的な形態・意匠となるよう努める。
- ・屋上広告の高さは、原則として、広告物の幅を超えないものとする。
- ・必要最小限の大きさ及び設置箇所数にとどめる。
- ・複数の屋外広告物は、コンパクトに集約するよう努める。
- ・発光を伴うものは、連続して動光などが激しく変化しないものとする。
- ・全国共通のデザインであっても、図と地を反転させる、切り文字とするなどの配慮を行う。

<色彩>

- ・基調色は、建築物や他の広告物等と同系色とするなど相互の調和を図るとともに、高彩度の色彩は使用せず、落ち着いた色彩とする。
- ・使用する色数を抑える。

<素材>

- ・経年による汚れ、破損、劣化等によって景観の質が低下しにくい耐久性、耐候性のある素材を使用するよう配慮する。

<その他>

- ・支持物は、目立たないように、形状、色彩、意匠等を工夫する。
- ・第5章に定める景観形成基準に配慮する。

第8章 景観重要公共施設の整備に関する事項

(景観法第8条第2項第5号)

道路や橋梁、河川や水路、公園等の公共施設は、景観を形成する大きな要素であり、これらの整備を行うにあたっては、地域の特性に配慮し、景観形成の先導的な役割を持つよう努める必要があります。

そのため、公共施設の内、景観形成上重要と認めるものについては、管理者の同意を得て景観重要公共施設に指定し、整備に関する事項や占用許可等の基準を定めることとします。

<指定の考え方>

指定対象	道路、河川、都市公園 等
指定方法	<ul style="list-style-type: none">・本市の景観形成上、重要な施設を指定候補として抽出する。・施設管理者と協議を行い、同意の得られたものについて、順次指定する。
整備方針	<ul style="list-style-type: none">・基本目標や景観形成方針、景観形成基準に沿って、景観重要公共施設の整備方針等を定めることとする。・施設の整備や大規模な修繕などの際には、事前に具体的な方法やデザイン等について協議を行う仕組みを検討する。・整備時だけでなく、維持管理や補修の機会に合わせて景観形成を実現していくものとする。